八戸市市政モニター設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市政モニター（以下「モニター」という。）を設置することにより、市政に関する市民の意見等を広く聴取し、市政運営の参考に資することを目的とする。

（職務）

第２条　モニターは、次に掲げる職務を行う。

(1)　市政に関するアンケート調査に回答すること。

(2)　市政の特定事項に関する意見及び提案を行うこと。

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（定数）

第３条　モニターの定数は、100 名以内とする。

（委嘱）

第４条　モニターは、原則として公募により募集するものとする。

２　市長は、前項の募集において申込みのあった者のうち、地域、年齢、性別等を考慮して適当と認める者を選任し、委嘱するものとする。

（資格）

第５条　モニターは、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1)　18 歳以上の市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。

(2)　国会議員、地方団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でないこと。

(3)　モニターの職務を積極的に遂行できると認められる者であること。

（任期）

第６条　モニターの任期は、４年とする。

（委嘱の取消し）

第７条　モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

(1)　第５条に定める資格を有しなくなったとき。

(2)　本人から辞任の申出があったとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

（報償）

第８条　市長は、モニターに対し、毎年予算の範囲内で報償費を支払うものとする。

（庶務）

第９条　モニターに関する庶務は、広報広聴主管課において処理する。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年 3 月８日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 20 年 4 月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 22 年 1 月 7 日から実施する。